2019 年 12 月　1 日制定

2024 年 12 月 23 日改定

京成ビルサービス株式会社

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 期　　間　２０１９年１２月１日～２０２６年３月３１日

2. 課　　題

課題 1：女性応募者がそもそも少なく女性技術者、または営業職が少ない。

課題 2：有給休暇の取得状況について、従業員の中でも偏りがある。

3. 目　　標

目標１　技術職・営業職の女性を２名から６名以上に増加させる。

【取組１】 2019 年 12 月～　女性専用求人サイト等を活用し、未経験でもチャレンジしやすい具体的な求人内容で採用活動を行う。

【取組２】 2023 年 4 月～　新卒または第二新卒を対象として総合職という新たな採用区分を設けることにより、男女問わず未経験でも応募しやすい求人内容での採用活動を行う。

目標２　従業員全体の有給休暇取得率を９０％以上にする。

【取組１】 2025 年 3 月～　前年度の部署ごとの有給休暇取得率を算出する。

【取組 2】 2025 年 9 月～　半期ごとに部署ごとの有給休暇の取得状況を算出し、取得の推進・平準化に努めるよう推奨する。

以上